

特許権	判決年月日	令和4年4月20日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10091号		
○ 発明の名称を「軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム」とする本件特許権を有する一審原告」とする特許権に基づく損害賠償請求につき、一審原告のグループ会社が本件特許権の実施品を販売していることをもって特許法102条2項の適用を認めた事例				

(事件類型) 特許権侵害差止等請求事件

(結論) 原判決一部変更、第一審原告の請求一部認容

(関連条文) 特許法102条2項

(関連する権利番号等) 特許第4994835号

(原判決) 東京地方裁判所令和元年(ワ)第14314号・令和3年9月30日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム」とする特許(本件特許)に係る特許権者である一審原告が、一審被告が製造販売する製品(一審被告製品1～4)は、本件特許発明の技術的範囲に属するものであり、一審被告が、被控訴人製品を生産・譲渡等することは本件特許権を侵害すると主張して(ただし、一審被告製品4については間接侵害に当たると主張した。)、一審被告に対し、特許法100条1項及び同条2項並びに不法行為に基づき、一審被告製品の生産・譲渡等の差止及び廃棄並びに損害賠償金の支払を求めた事案である。原判決は、①一審被告製品4についての間接侵害は「その物の生産にのみ用いられる物」に当たらないとして認めなかったものの、一審被告製品1～3についての差止・廃棄請求を認容し、②損害賠償請求については、一審原告が本件特許を実施していないことから102条2項適用の前提を欠くとして、同条3項に基づき一審原告の請求を一部認容したところ、双方が控訴した。なお、一審原告は、一審被告製品4に係る部分は控訴しなかった。
- 2 本判決は、充足性及び特許の有効性に関しては原判決の認定が相当であるとした上で、損害に関し、次のとおり判断して、特許法102条2項の適用を認めた。

一審原告製品を販売するのはジンマー・バイオメット合同会社であって特許権者である一審原告ではないものの、一審原告は、その株式の100%を間接的に保有するZimmer Inc.の管理及び指示の下で本件特許権の管理及び権利行使をしており、グループ会社が、Zimmer Inc.の管理及び指示の下で、本件特許権を利用して製造した一審原告製品を、同一グループに属する別会社が、Zimmer Inc.の管理及び指示の下で、本件特許権を利用して一審原告製品の販売をしているのであるから、ジンマー・バイオメットグループは、本件特許権の侵害が問題とされている平成28年7月から平成31年3月までの期間、Zimmer Inc.の管理及び指示の

下でグループ全体として本件特許権を利用した事業を遂行していると評価することができる。そうすると、ジンマー・バイオメットグループにおいては、本件特許権の侵害行為である一審被告製品の販売がなかったならば、一審被告製品1～3を販売することによる利益が得られたであろう事情があるといえる。

そして、一審原告は、ジンマー・バイオメットグループにおいて、同グループのために、本件特許権の管理及び権利行使につき、独立して権利を行使することができる立場にあるものとされており、そのような立場から、同グループにおける利益を追求するために本件特許権について権利行使をしているということができ、上記のとおり、ジンマー・バイオメットグループにおいて一審原告の外に本件特許権に係る権利行使をする主体が存在しないことも併せ考慮すれば、本件について、特許法102条2項を適用することができるというべきである。

以 上